令和８年（フ）第１５７号
長野県松本市大字岡田町506番地17
債務者　高橋　哲哉
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６４号
長野県安曇野市穂高有明3593番地３
債務者　矢澤　瑠宇
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６６号
長野県塩尻市大字広丘原新田571番地８　エメロードビル202
債務者　酒井　美香
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６８号
長野県塩尻市大字広丘吉田3009番地　ウエスト手塚101
債務者　山下健太郎
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第１６９号
長野県安曇野市豊科1832番地４
債務者　丸山恵理子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
長野地方裁判所松本支部

令和８年（フ）第４４８号
静岡市葵区瀬名５丁目16番２－１号
債務者　小泉　舞
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第４５４号
静岡県焼津市惣右衛門1183番地　成案侍団地47―103号
債務者　宮野　昭夫
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１５８号
静岡県富士市松岡856番地の32　シェアハウス美嵐
債務者　佐藤　君子
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第１３２号
三重県津市久居野村町620番地13
債務者　荒川　麗美
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１４５号
三重県津市久居中町339番地７　ＹＭＧ102号室、前住所三重県松阪市小野江町870番地　大森鉄筋宿舎
債務者　津坂　学
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１８４号
三重県津市桜橋三丁目259番地１
債務者　岩田　羽純
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９５号
三重県津市大里窪田町2684番地３
債務者　山本　祐平
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
津地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１９５号
三重県桑名市大字東方455番地　第三富士コーポ―311
債務者　安田珠眞美
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９６号
三重県桑名市大字東方455番地　第三富士コーポ―311
債務者　安田　千馬
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１９８号
三重県四日市市石塚町３番38号　フォーブル四日市Ａ―102
債務者　岡本　廣道
1　決定年月日時　令和８年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

令和８年（フ）第１８２号
大津市本堅田三丁目２番43号
債務者　浦野めぐみ
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２１５号
大津市真野二丁目27番４号　鈴鹿ビル２Ｆ、前住所大津市真野普門一丁目５番14号　Ｗｉｓｈ真野202号
債務者　髙宮　智洸（法定代理人保佐人木下康代）
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４１号
滋賀県高島市今津町弘川380番地
債務者　前川　至
1　決定年月日時　令和８年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
大津地方裁判所民事部